秋田県文化財調査報告書第288集
払田柵跡調査事務所年報１９９８

払田柵跡

――第113次・114次調査概要――

秋田県埋蔵文化財センター

１９９９・３

秋　田　県　教　育　委　員　会
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

ほったのさくあと

払田柵跡

―第113次・114次調査概要―

1999・3

秋田県教育委員会
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

1　ＳＭ1213道路遺構（南から）

2　ＳＭ1213道路遺構と政庁（北から）

１　ＳＦ1216築地塀（東から）

２　Ａトレンチ西壁の築地塀土層断面（東から）

序

国指定史跡払田柵跡は、管理団体である仙北町による環境整備も順調に進捗し、遺跡を訪れる方々も年とともに増加していることは喜びに堪えないところであります。

平成10年度の調査は、第５次５年計画の最終年次にあたり、外郭北部と南部の２地区で実施しました。

第113次調査は、外郭北門と政庁との間に存在するはずの道路を探る調査で、外郭の低地においてそれを確かめることができました。

第114次調査は、従来必ずしも明確ではなかった外郭線南部西方の築地塀の位置を探る調査で、西側石塁から連続する築地塀を検出することができました。

本書は以上のような今年度の調査成果を収録したもので、古代城柵官衙遺跡の研究上、資するところが大きいと考えますので、ご活用いただければ幸いと存じます。

最後に、調査ならびに本書作成にあたって御指導・御助言を賜りました、文化庁、奈良国立文化財研究所、国立歴史民俗博物館、宮城県多賀城跡調査研究所、秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所に心から感謝申し上げるとともに、史跡管理団体である仙北町、同教育委員会、千畑町教育委員会、ならびに土地所有者各位の御協力に対し、心から厚く御礼申し上げます。

平成11年３月

秋田県教育庁払田柵跡調査事務所
所長　三　浦　隆　一

例　　言

1　本書は秋田県教育庁払田柵跡調査事務所が平成10年度に実施した、第113次と第114次調査の概要報告である。本書の作成、編集は当事務所文化財主査児玉　準が行った。

2　調査に当たり、調査研究の顧問である秋田大学名誉教授 秋田県立博物館館長新野直吉氏、国立歴史民俗博物館情報資料研究部教授岡田茂弘氏から御指導いただいた。

3　墨書土器の判読は国立歴史民俗博物館歴史研究部教授平川　南氏に依頼した。

4　実測図は国土調査法第Ｘ座標系を基準に作成した。実測図及び地形図中の方位は座標系を示し、磁北はこれよりＮ７°30′00″Ｗである。詳細は『払田柵跡調査事務所年報1977』を参照されたい。

凡　　例

1　土色の記載については、小山正忠・竹原秀雄『新版標準土色帖　1989年版』を参考にした。

2　遺構には下記の略記号を使用した。

ＳＭ　道路遺構、　ＳＦ　築地塀、　ＳＸ　整地地業

払田柵跡調査事務所年報1998

目　　次

序

例言・凡例

第１章　はじめに …… 1

第２章　調査計画と実績 …… 3

第３章　第113次調査 …… 6

第１節　調査経過 …… 6

第２節　検出遺構と遺物 …… 7

第３節　小　　結 …… 17

第４章　第114次調査 …… 19

第１節　調査経過 …… 19

第２節　検出遺構と遺物 …… 20

第３節　小　　結 …… 24

第５章　調査成果の普及と関連活動 …… 26

報告書抄録 …… 27

図　　版

第１章　はじめに

払田柵跡は秋田県仙北郡仙北町払田・千畑町本堂城回にある。遺跡は雄物川の中流域に近く、大曲市の東方約６㎞、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、第三紀硬質泥岩からなる真山、長森の丘陵を中心として、北側を川口川・矢島川（烏川）、南側を丸子川（鞠子川）によって挟まれた低地に立地する。

1902・３（明治35・36）年の千屋村坂本理一郎による溝渠開削の際や、1906（明治39）年頃から開始された高梨村耕地整理事業の際に発見された埋もれ木が、地元の後藤宙外・藤井東一らの努力によって歴史的遺産と理解されたのが、遺跡解明の端緒となった。1930（昭和５）年３月に至り、後藤宙外が中心となって高梨村が調査を実施し、さらに同年10月、文部省嘱託上田三平によって学術調査が行われて遺跡の輪郭が明らかにされた。この結果に基づき 、1931（昭和６）年３月30日付けで秋田県最初の国指定史跡となり、1988（昭和63）年６月29日付けで史跡の追加指定がなされて現在に至っている。史跡指定面積は894,600㎡である。

1970年代になって、指定地域内外の開発計画が立案された。そこで秋田県教育委員会は地元仙北町と協議の上、この重要遺跡を保護するための基礎調査を実施して、遺跡の実体を把握することを目的に、1974（昭和49）年、現地に「秋田県払田柵跡調査事務所」を設置し、本格的な発掘調査を開始した。さいわい、地元管理団体仙北町および地域の人々の深い理解により、史跡指定地内は開発計画から除外された。

事務所は1986（昭和61）年４月、「秋田県教育庁払田柵跡調査事務所」と改称し、現在は「払田柵跡調査要項」の第５次５年計画に基づいて計画的に発掘調査を実施している。

史跡は長森・真山を囲む外柵と、長森を囲む外郭線からなる。外柵は東西1,370ｍ、南北780ｍの長楕円形で、標高32～37ｍ、総延長3,700ｍ、外柵によって囲まれる遺跡の総面積は約878,000㎡である。外柵は１時期の造営でスギ角材による材木塀が一列に並び、東西南北に八脚門が開く。外郭は、東西765ｍ、南北320ｍの長楕円形で、面積約163,000㎡、最高地は標高53ｍである。外郭線の延長は約1,760ｍで石塁、築地塀（東・西・南の山麓）と材木塀が連なり、東西南北に八脚門が開く。外郭線は全体に４時期にわたる造営が認められる。なお、外柵・外郭は、従来それぞれ外郭線・内郭と呼称していたが、これまでの調査成果を踏まえ、1995（平成７）年から呼び替えたものである。

長森丘陵中央部には政庁がある。政庁は板塀で区画され、正殿・東脇殿・西脇殿や付属建物群が配置されている。これらの政庁の建物にはⅠ～Ⅴ期の変遷があり、創建は９世紀初頭、終末は10世紀後半である。政庁の調査成果は報告書『払田柵跡Ⅰ－政庁跡－』（昭和60年３月）として公刊した。

出土品には、須恵器・土師器・灰釉陶器などのほか、斎串・曲物・挽物・鋤・楔などの木製品、漆紙文書・木簡・墨書土器などの文字資料がある。木簡には「飽海郡少隊長解申請」「十火大粮二石二斗八升」「嘉祥二年正月十日」などと記された文書・貢進用木簡があり、「別當子弟」「狄藻」などの文字もある。墨書土器には「懺悔」「厨」「厨家」「官」「文」「小勝」などの文字がある。

管理団体仙北町は1979（昭和54）年から保存管理計画による遺構保護整備地区の土地買い上げ事業をすすめており、1982（昭和57）年からは調査成果に基づいて環境整備事業を実施している。さらに

1991（平成３）年からは「ふるさと歴史の広場」事業により、外柵南門や河川跡の復元整備、ガイダンス施設の設置などを実施、1995（平成７）年からは「ふれあいの史跡公園」事業により、政庁東方の官衙建物の整備などを実施した。

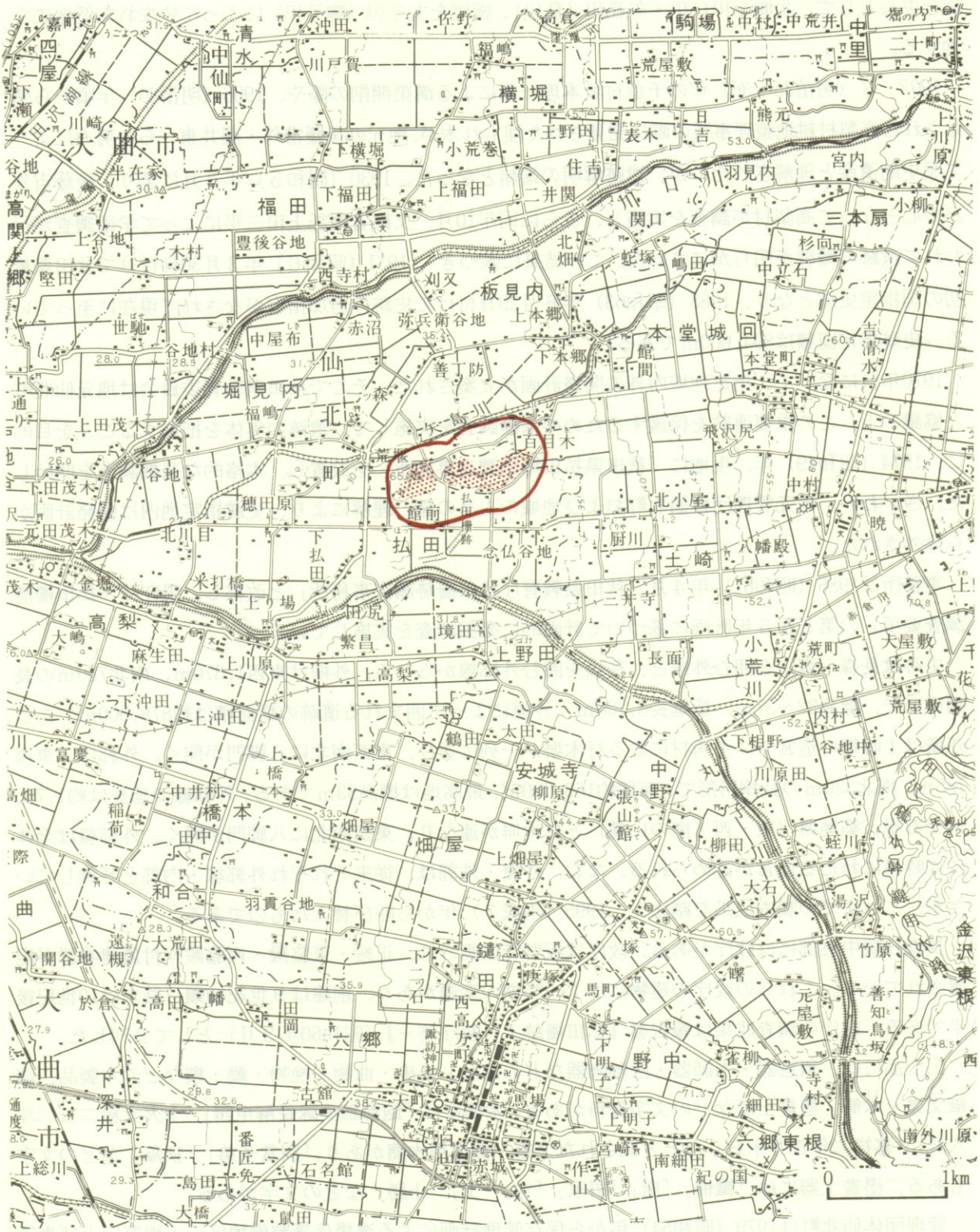

第１図　遺跡の位置

第２章　調査計画と実績

平成10年度の調査は「払田柵跡調査要項」に基づく、第５次５年計画の最終年次に当たる。事業費については、国庫補助金の内示（総経費1,600万円のうち、国庫補助金800万円）を得たので、次のような「平成10年度払田柵跡調査計画（案）」を立案した。

第１表　調査計画表

調査次数	調　査　地　区	調 査 内 容	調 査 面 積	調 査 期 間
第113次	外　郭　北　部 （仙北町払田字百目木）	外郭北門と政庁の間の道路跡の調査	400㎡	４月20日～ ６月30日
第114次	外　郭　南　部 （仙北町払田字長森）	外郭線区画施設の調査	150㎡	７月１日～ ７月31日
合　計	２　地　区		550㎡	

平成６年度から10年度の調査は、「払田柵跡発掘調査第５次５年計画」として立案され、顧問の指導と助言を得て承認されたものである。

第113次調査は、外郭北門と政庁を結ぶ道路跡の位置を探る調査である。外郭北門の内側では、この道路の存在が予想される地域で未買収の水田が残されていたが、管理団体仙北町では昨年度一部を除いて公有化を実施したので、この調査に踏み切ったのである。

第114次調査は、外郭南部の区画施設の調査である。外郭南門の西方地域では1974年の第３次調査で、トレンチ調査により築地塀の存在が確認されているが、近年まで私有地が多く残されていたことから面的な調査は行われず、区画施設の位置は必ずしも明らかではなかった。そこで、その位置と規模、上部構造の推定などを目的として調査を実施したのである。

この２箇所の発掘調査のほか、区画施設の正報告書『払田柵跡Ⅱ―区画施設―』の刊行を計画に入れた。

平成10年度の調査の実績は第２表のとおりである。

第２表　調査実績表

調査次数	調　査　地　区	調 査 内 容	調 査 面 積	調 査 期 間
第113次	外　郭　北　部 （仙北町払田字百目木）	外郭北門と政庁の間の道路跡の調査	765㎡	４月20日～ ６月24日
第114次	外　郭　南　部 （仙北町払田字長森）	外郭線区画施設の調査	80㎡	６月15日～ ７月28日
合　計	２　地　区		845㎡	

第113次調査では、外郭北門と政庁を結ぶ道路遺構を外郭低地において検出した。この地域は地盤が極めて軟弱な泥炭地であるので、低地においては幅６～７ｍ前後の整地層による道路を作り、その後、その上に材木塀からの転用材を用いて木道としていることがわかった。道路の位置は、外郭北門と政

庁を直線で結ぶ形ではなく、低地部分と丘陵斜面部を境として曲折する形状となっていることも判明した。

第114次調査は、外郭南門に取りつく西側石塁の西方に調査区を設定したところ、宅地となっていたことによる破壊を受けてはいたが、築地塀の積土やその崩壊土、整地地業などを検出し、区画施設の位置を確認することができた。

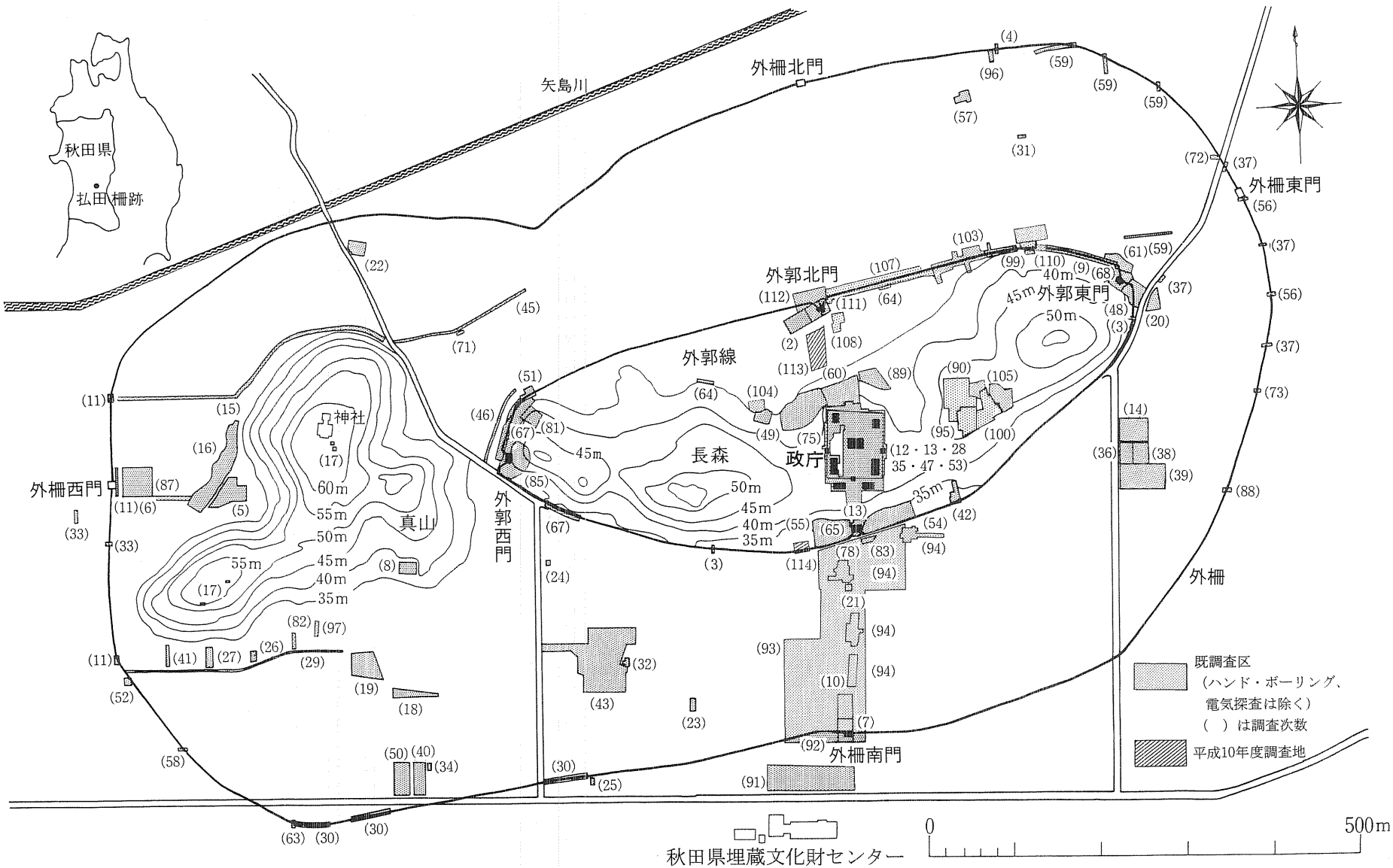

第2図　払田柵跡調査実施位置図

第３章　第113次調査

第１節　調査経過

調査は外郭北門と政庁北門の間に予想される道路の検出を目的として実施した。

４月20日に作業を開始、現場にテントを設営、機材を搬入し、22日には調査区内に測量原点の移動を行った。翌23日、北門に近い位置に長さ30m、幅５mのトレンチを設定し、掘り下げを開始した。

27日、その南壁に土層観察用のトレンチを設定したところ、火山灰層とその下の泥炭層との間に１枚の土層があり、特に外郭北門の真南のあたりでは厚く、その東西両側では薄くなっていることに気づき、厚い部分は道路跡かと考えられた。道路跡と考えられる幅は６m程で、その範囲内では火山灰に乱れがあり、それは歩行によるものと推定された。29日、その南に長さ20m、幅５mのトレンチを設定したところ、火山灰と同一面で古代の材木が南北方向に連なって検出され、木道であろうと判断された。

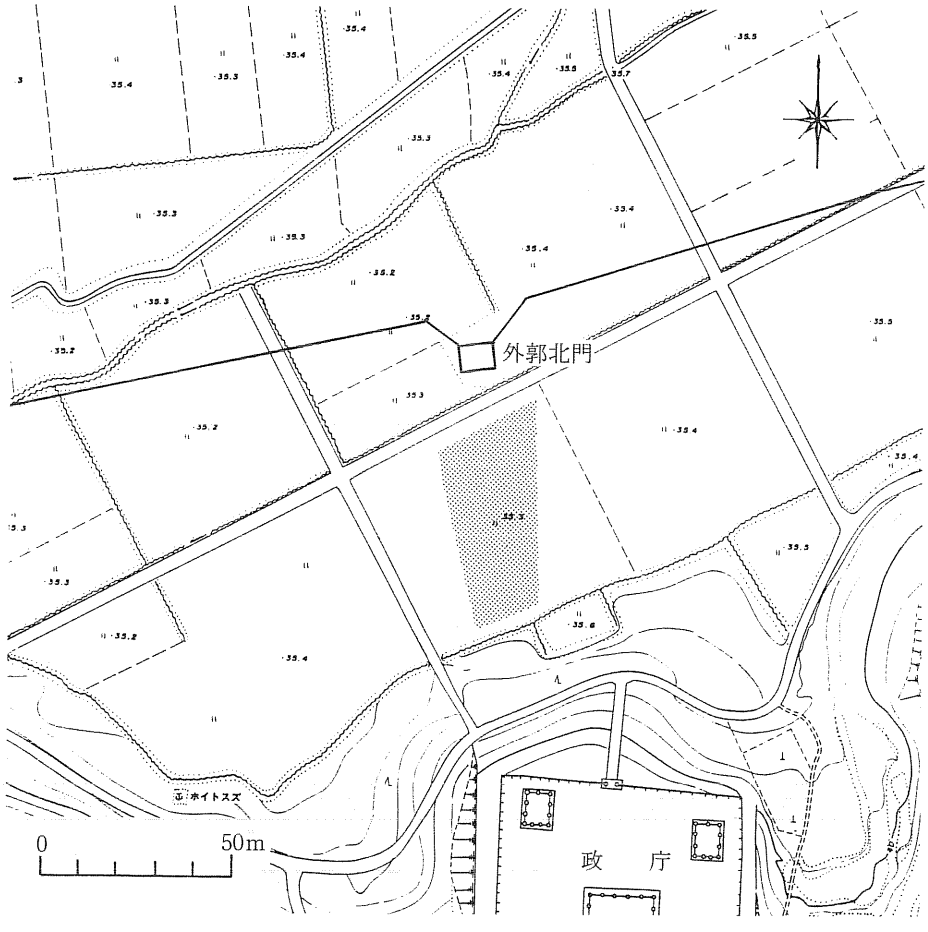

第３図　第113次調査位置図

その後は道路遺構を中心とする東西方向のトレンチを設定し、徐々に南に向かって掘り進んだ。５月15日頃には、この道路遺構は外郭北門から南へ一直線に延びている姿が明確になってきた。28日には、木道の材木に外郭線材木塀からの転用材と考えられる貫穴痕跡のある材木も検出された。

６月２日、調査区全景の写真撮影を実施、３日、遣り方を設定、８日から調査区北東隅から平面実測を開始、９日からは第114次調査地へ一部機材の運搬作業を開始した。22日には平面実測を終了、23日一応の調査を終了したが、７月６日から９日にかけて補足調査を行った。

第２節　検出遺構と遺物

１　遺構と遺物　（第４～10図）

調査地は外郭北門の内側にあり、標高35.30ｍの平坦地であるが、現在は公有化されて休耕田となっている。

（１）ＳＭ1213道路跡　（巻首図版１，図版１～５）

外郭北門と政庁の間には、両者を結ぶ道路の存在が予想され、とりわけ、これまで全く調査の手が入らなかった低地には、整地層からなる路面や、外郭線材木塀の内側に見られるような木道の存在が考えられてきた。

調査は、外郭北門に近い位置から漸次南に向かって掘り下げを進め、それらの遺構の検出に当たった。調査区全域の水田には暗渠排水溝が敷設されているほか、南東部には水田の客土が南北方向に堆積している。土層観察のため、東西方向にトレンチ６本を設定した。基本的土層は、耕作土の下に厚さ２～３㎝の黒色土、厚さ３～５㎝の十和田ａ火山灰層があり、さらに厚さ10㎝前後の黒褐色泥炭層があって、その下も厚さ35㎝程の黒褐色泥炭層である。最下層の泥炭層は、長森丘陵に近づくにつれて次第に薄くなり、最も南に設定したトレンチでは20㎝前後の厚さとなる。

耕作土とその下の黒色土、黒褐色の泥炭層を剥がすとすぐに十和田ａ火山灰面に達し、その面で精査すると細かな木片や材木が点々と検出され、これを南にたどると、外郭北門の桁行方向に対しておおよそ直角方向に直線状に並んでいることがわかり、これらは木道の材木であろうと判断された。

材木は腐食の激しいものがほとんどで、極めて断片的であるが多くはスギである。最も長いスギ材は長さ3.55ｍ、幅30㎝で、材木塀の貫穴の痕跡があり、この材木は材木塀からの転用材であろうと考えられる。この材木の付近には長さ3.13ｍ、幅20㎝のスギ材もある。稀に広葉樹材も含まれ、調査区の南端に長さ2.2ｍ、幅22～28㎝の材が痕跡的になって残る。これらの木道の下に直行して置かれた材木が、殊に調査区の北部に多く残っていて、これらは木道の沈下を防ぐために枕木状に下に入れたものかと考えられる。

材木と火山灰との関係が明らかな場合は、材木が火山灰の下にある。調査区の南端部では材木はほとんど残存しない。火山灰は旧水田面から25㎝前後の深さに厚さ３～５㎝で水平に堆積しているが、木道の材木付近では火山灰層が乱れて、黒色土下方まで小ブロック状となって入り込んでいる。この黒色土は木道付近のみに分布し、暗緑灰色粘土の粒、細かい木片、硬質頁岩の角礫、小石、川原石、火山灰とは明らかに異なる川砂などが、ごく少量ではあるが含まれている。この層はＡトレンチでは厚さが最大で40㎝、Ｂ・Ｃトレンチでは25㎝程で、殊にＡトレンチではこの土層の中央部ほど次第に厚くなっている。掘り下げる過程では、それらの含まれる範囲の土層は、含まれない土層よりも幾分硬く感じられた。下にある自然堆積の黒褐色泥炭層とは明確に区分される。

火山灰層の乱れは、火山灰の降下後に木道とその付近を歩くことによって、軟弱な土層に火山灰が小ブロックとなって沈み込んだものと解することができる。また、前記の粘土粒や木片、角礫を含む黒色土は、泥炭層を浅く掘り下げて形成した路床か、あるいは泥炭層面に薄く施した整地層が歩行によって下方に沈み込んだものと考えられる。一旦、それらによる道路を造り、その後に材木を使用し

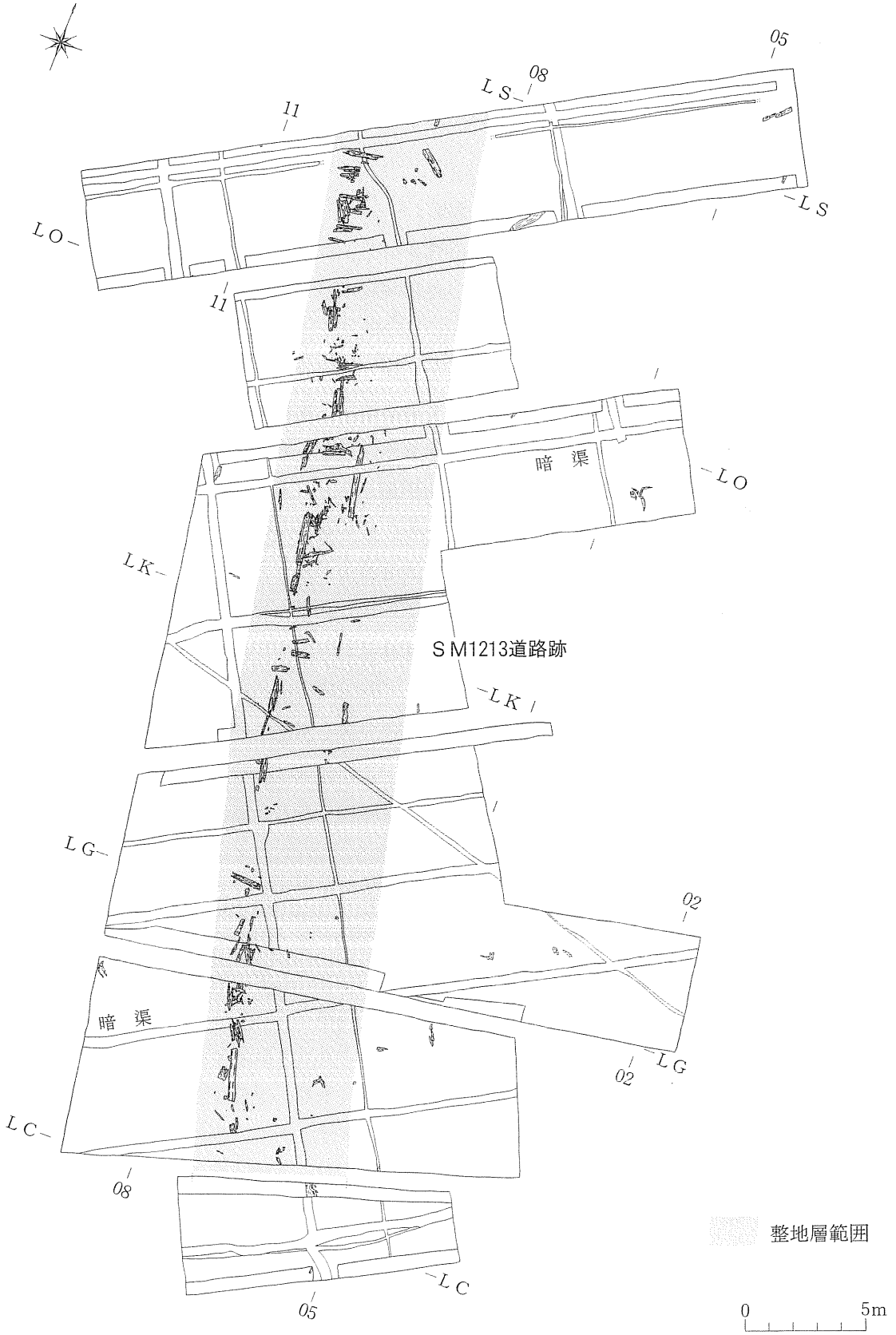

第４図　第113次調査全体図（１）

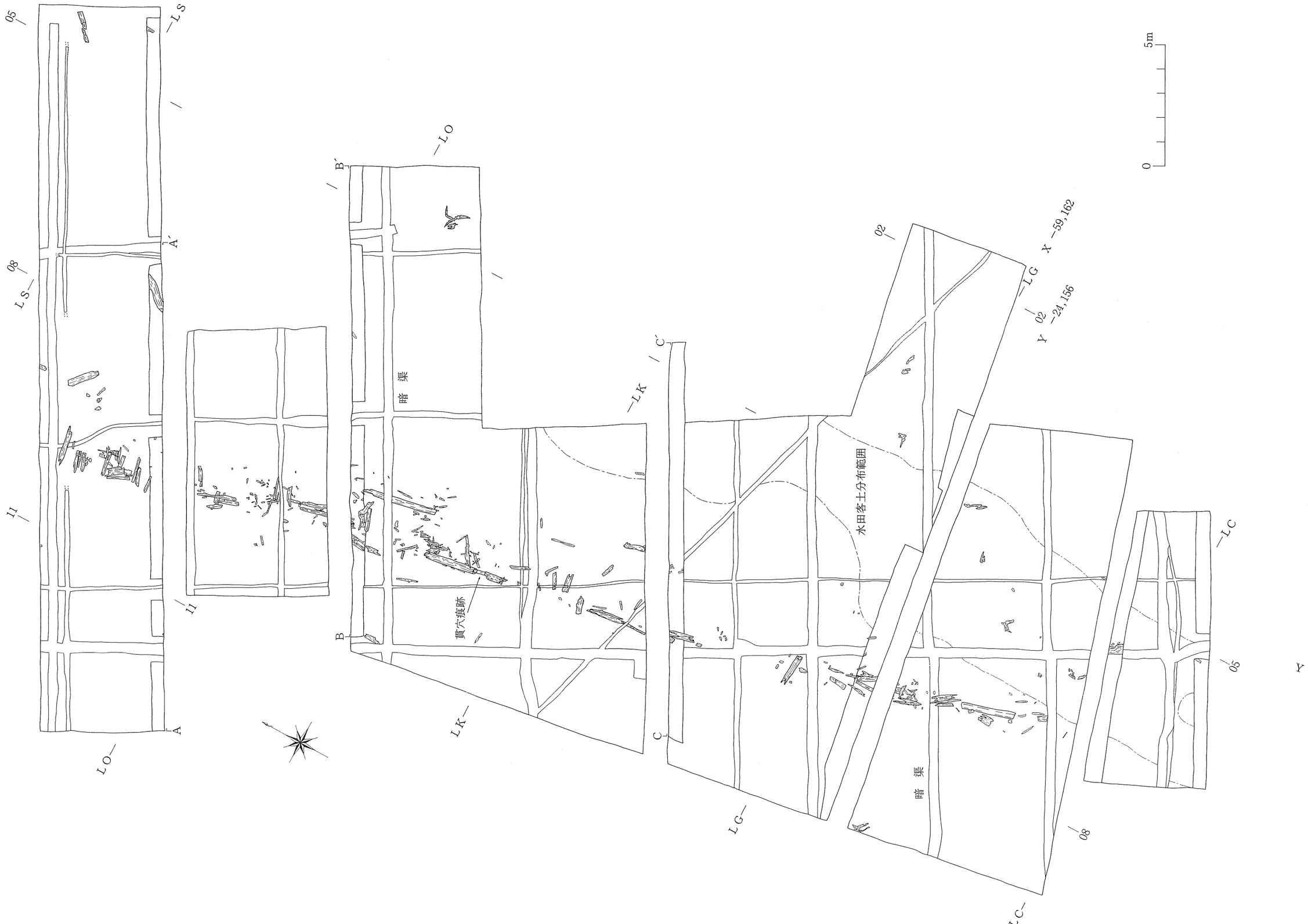

第５図　第113次調査全体図（２）

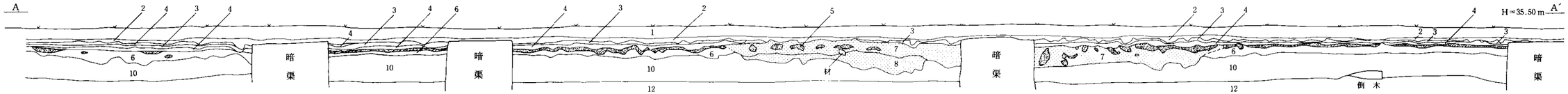

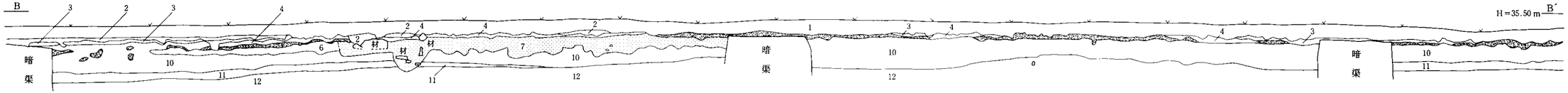

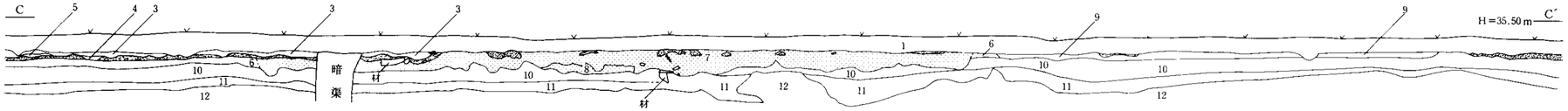

1　10ＹＲ2/1黒色耕作土　　2　7.5ＹＲ3/1黒褐色水田床土

3　7.5ＹＲ1.7/1黒色土　　4　５ＹＲ2/2黒褐色泥炭層

5　10ＹＲ4/6 褐色火山灰　　6　7.5ＹＲ2/2黒褐色泥炭

7　10ＹＲ2/2黒褐色土 全体に火山灰粒子、青灰色粘土粒、細かな木片、頁岩が混じる。

8　10ＹＲ2/1黒色土、2.5Y2/1黒色土

9　7.5ＹＲ2/2黒褐色土に10ＹＲ4/3にぶい黄褐色粘土が混じる。水田客土。

10　10ＹＲ2/2黒褐色泥炭　　11　10ＹＲ3/2黒褐色泥炭

12　7.5ＧＹ暗緑灰色粘土

0　2m

第６図　土層断面図

第７図　外郭北門～政庁間の遺構

た木道としたものと推定される。トレンチのうち、北から４番目まではこうした土層が観察され、その幅は６～７ｍである。木道の材木はこの中に含まれるが、全体に西寄りに位置している。なお、道路の側溝は認められない。道路遺構に検出される硬化した路面も、周囲が軟弱な泥炭地であるためか形成されていない。

道路遺構の東西両側に他の遺構の有無を確認するため、調査区の北部で火山灰層の下まで掘り下げたが、遺構や整地層は見られなかった。

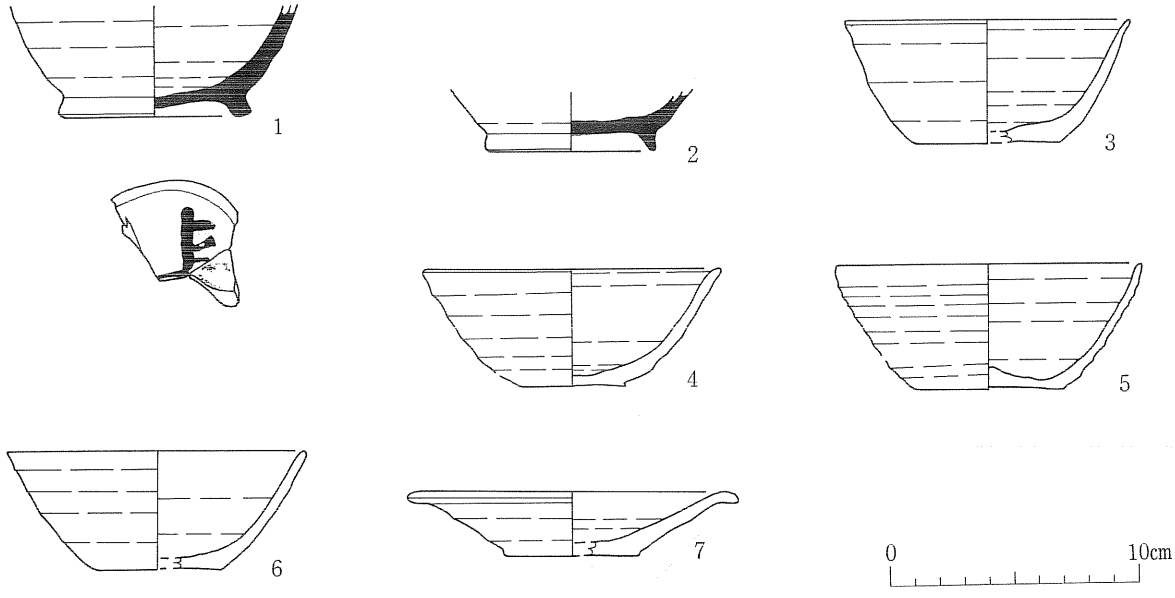

番号	種別	器形	特徴	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
1	須恵器	高台付杯	外面：ロクロナデ一回転糸切り、低面に墨書「□」 内面：ロクロナデ	——	高台径 6.0	高台高 0.9	——	——	——	10－1
2	須恵器 転用硯	高台付杯	外面：ロクロナデ一回転糸切り、低面に墨付着 内面：ロクロナデ	——	高台径 6.3	高台高 0.8	——	——	——	——
3	土師器	杯	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	11.4	5.8	5.0	0.50	43.8	33°	——
4	土師器	杯	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	11.8	4.2	4.8	0.35	40.6	31°	10－2
5	土師器	杯	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	12.1	6.1	5.1	0.50	42.1	24°	10－3
6	土師器	杯	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	12.0	5.2	4.8	0.43	40.0	29°	——
7	土師器	皿	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	13.2	5.3	2.5	0.40	18.9	61°	——

第８図　ＳＭ1213出土遺物

第８図は道路遺構の範囲内から出土した遺物で、１～４は火山灰層より下位の整地層から出土したものである。１は須恵器高台付杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りによる。底面に「長」の墨書がある。２も須恵器高台付杯で、底部切り離しは回転糸切りによる。底面を転用硯としている。３・４は土師器杯で底部切り離しは回転糸切りによる。５～７は火山灰よりも上位から出土した土師器で、５・６は杯、７は皿で、底部切り離しは回転糸切りによる。

この他、破片資料として火山灰よりも上位から、須恵器甕・蓋、土師器杯、火山灰よりも下位から須恵器杯・甕、土師器杯・甕、鞴羽口が出土した。他に、モモ核２点が火山灰の下位から出土した。

２　遺構外出土遺物　（第９・10図，図版10・11）

（１）　**須恵器**　第９図８は杯で、灰色を呈し、硬質で底部切り離しは回転糸切りによる。底面に墨書があるが文字は不明である。火山灰の直下から出土した。９も杯で、水田客土からの出土であるが、黄橙色を呈し、硬質で底部切り離しは回転糸切りによる。底面に「平」の墨書がある。

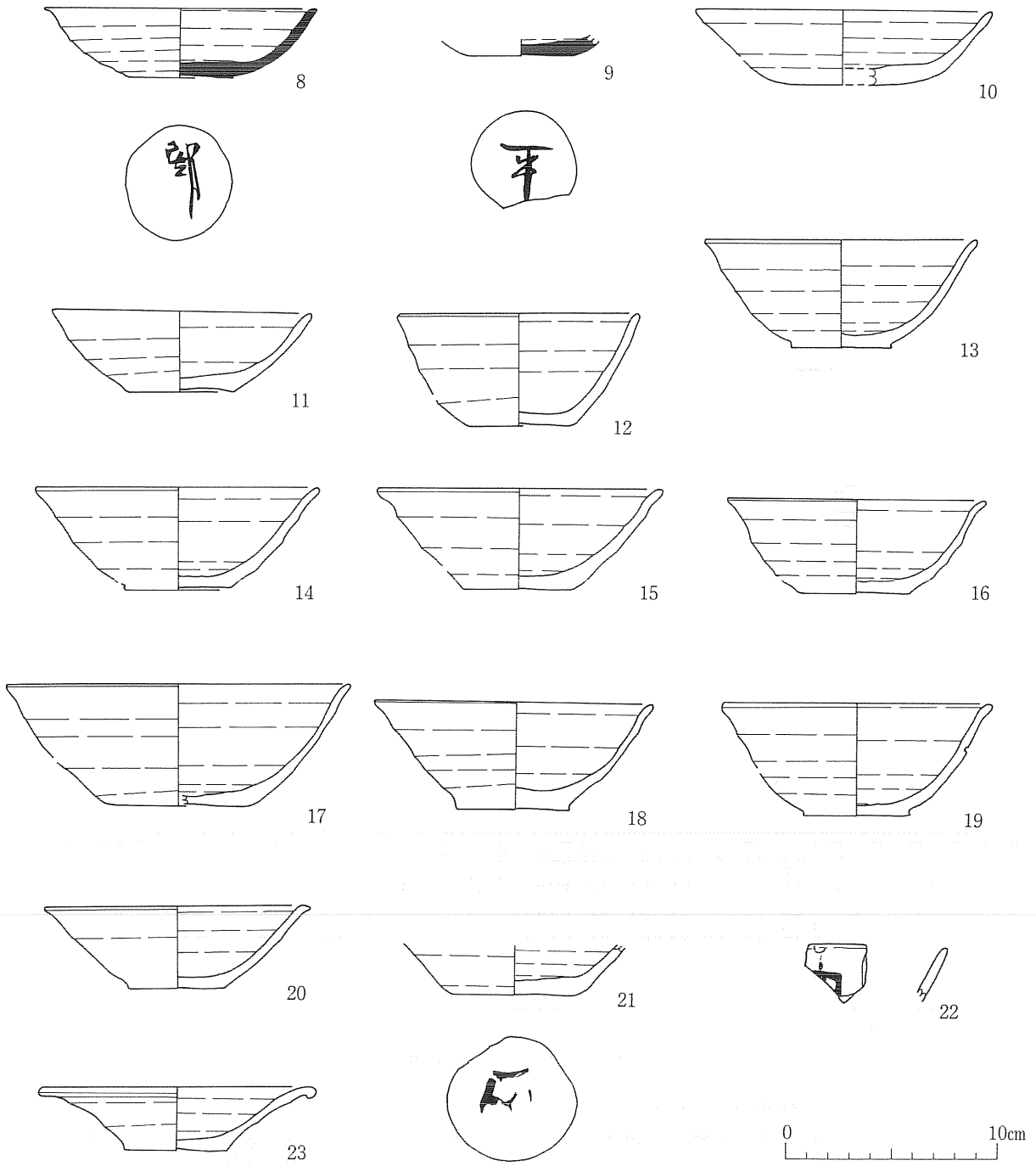

番号	種別	器形	出土地・層位	特徴	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
8	須恵器	杯	L011 火山灰直下	外面：ロクロナデ一回転糸切り、低面に墨書「□」 内面：ロクロナデ	12.7	5.0	3.3	0.39	25.9	40°	10－4
9	須恵器	杯	LF06・2層 客土上	外面：ロクロナデ一回転糸切り、低面に墨書「平」 内面：ロクロナデ	——	5.0	——	——	——	——	10－5
10	土師器	杯	LF04 客土上 LF05・2層 客土上	外面：ロクロナデ一回転ヘラ切り　内面：ロクロナデ	14.0	6.0	3.6	0.42	25.7	35°	——
11	土師器	杯	LP10・2層 火山灰上	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	12.1	5.0	4.0	0.41	33.0	37°	10－6
12	土師器	杯	LH05 火山灰面	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	11.4	4.9	5.4	0.42	47.3	25°	10－7
13	土師器	杯	LO06・2層 火山灰直上 LL06・2層 火山灰	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	12.8	4.6	5.2	0.35	40.6	32°	——
14	土師器	杯	LM06・2層 火山灰直上	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	13.3	5.0	4.9	0.37	36.8	36°	——
15	土師器	杯	LM09・2層 火山灰上	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	13.4	5.0	4.8	0.37	35.8	37°	——
16	土師器	杯	LH08 火山灰直上	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	12.2	5.3	4.5	0.43	36.8	31°	10－8
17	土師器	杯	LF08 火山灰上	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	16.1	6.6	5.8	0.40	36.0	32°	10－9
18	土師器	杯	LF08 火山灰と同一レベル	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	13.1	5.0	5.1	0.38	38.9	37°	10－10
19	土師器	杯	LM02・2層 火山灰直上	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	12.8	5.0	5.4	0.39	42.1	30°	——
20	土師器	杯	LG08・2層 火山灰上	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	12.4	4.6	3.9	0.37	31.4	42°	——
21	土師器	杯	LJ05	外面：ロクロナデ一回転糸切り、低面に墨書「□」 内面：ロクロナデ		6.0					11－12
22	土師器	杯	LE07 火山灰上	外面：ロクロナデ　内面：ロクロナデ、体部に墨書「□」							——
23	土師器	皿	L011 火山灰直上	外面：ロクロナデ一回転糸切り　内面：ロクロナデ	13.0	4.8	3.1	0.37	23.8	58°	10－11

第９図　遺構外出土遺物（１）

（２）　土師器　10～22は黄橙色を呈する杯で、10のみ底部切り離しが回転ヘラ切り、他は回転糸切りによる。21の底面と、22の口縁部内面に墨書があるが文字は不明である。23は皿である。

破片資料として、火山灰よりも上位から須恵器甕、土師器杯・皿・甕が出土した。

（３）　瓦　第10図24は丸瓦で、灰色、硬質で、全体に大きく歪みがある。凹面に布目痕と糸切り痕がある。25も丸瓦で灰白色を呈し、硬質である。

（４）　鉄製品　第10図26は身の幅が１cmにも満たないが、断面は逆三角形状をなしており、刀子かと考えられる。

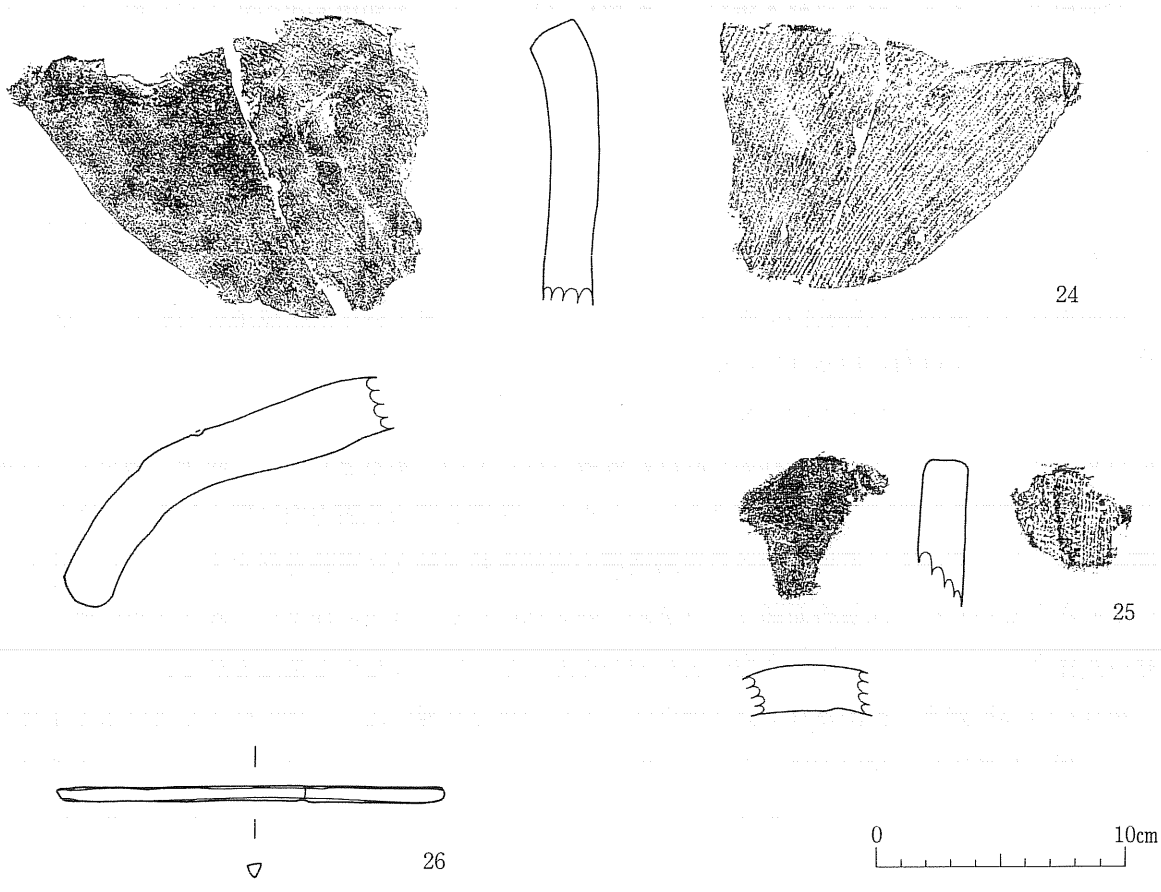

番号	種別	出土地・層位	特徴	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
24	丸瓦	ＬＧ05 客土上	凸面：無文　凹面：布目痕	11.6	14.9	2.2	11－13
25	丸瓦	ＬＤ04･1層	凸面：無文　凹面：布目痕	6.1	5.0	2.0	——
26	鉄製品	ＬＯ09･2層		15.6	0.7	0.6	11－14

第10図　遺構外出土遺物（２）

第３節　小　結

外郭北門と政庁北門の間の道路遺構が、外郭低地部分において検出された。

道路遺構は、低地の極めて軟弱な泥炭層の上に施した整地層とその上に置かれた木道からなる。木

道の材木は材木塀からの転用材で、十和田ａ火山灰よりも古い。しかし、調査区内に限って見れば、この木道と整地層に明確な時期差を認めうる材料はほとんどないといってよい。

これまでの調査で、木道は外郭線の内側に、材木塀に沿う形で設けられていることがわかっている。外郭北門東側のＳＸ1180、西側のＳＸ1202がそれである。ともにその材木には貫穴痕跡があり、材木塀からの転用材を使用していることが明らかである。その時期は、外郭線Ｂ期の材木を抜き上げて使用し、十和田ａ火山灰が降下する前であるので、外郭線Ｃ期であり、その後Ｄ期にも引き続き使用している。これらの木道がＣ期になって設置された理由は、材木塀の北にあるＳＤ1145溝に土が堆積して排水機能が低下したことや、周辺河川の流路の変化に基づく水位の上昇が原因として推定される。

今回検出した木道の材木は材木塀からの転用材であること、十和田ａ火山灰よりも古いことにＳＸ1180・1202との共通性が見出され、ＳＸ1180・ＳＸ1202と同時に外郭線Ｃ期に設置され、Ｄ期にも使用された木道であると考えることができよう。したがって、木道の下にある整地層は木道とは時期が異なるものである可能性がある。外郭線Ａ・Ｂ期には木道を用いずに幅６～７ｍの整地層による道路としていたが、外郭線Ｃ期になってＳＸ1180・1202と同様に木道を設置したのではないかと推定することができる。

道路遺構の位置は、外郭北門と政庁北門を直線的に結ぶ位置ではなく、低地においては外郭北門の桁行方向に対して直角に作られている。

政庁北斜面では、昭和60年の第60次調査[註1]で竪穴住居や土坑多数が検出されている。政庁北門の真北には竪穴住居が３軒存在し、これが一時的に仮設されたものであるとしても、政庁北門から北へ真っ直ぐに道路位置を想定することはできない。しかし、政庁北門の北西方向に竪穴住居の存在しない空間があり、この空間と、低地における道路遺構の南端を結ぶ線上に道路を想定することができるのではないかと思われる。丘陵斜面部分では道路が等高線に対して直角に通る形で政庁北門に連なり、道路は全体としてはわずかにくの字形に折れ曲がる形になっていたものと推定される。

第107[註2]・112次調査[註3]で検出された材木塀内側の木道の遺存状態に比べ、今回検出した材木の腐食が激しく、遺存状態が良くないのは、外郭線内側の木道の場合泥炭層に直接材木が置かれているのに対し、今回検出した木道は、その下に整地層があることによって多少なりとも水はけが良く、それによって材木の腐食がより進んだ結果であろうと推定される。

第３表　遺構の変遷

	外郭線Ａ期	Ｂ期	Ｃ期	Ｄ期
	ＳＭ1203（整地層） →		ＳＭ1203（木道） →	
外郭北門東側			ＳＸ1180木道 →	
外郭北門西側			ＳＸ1202木道 →	

註1　『払田柵跡調査事務所年報1985　払田柵跡―第60次～64次調査概要―』1986（昭和61）年

註2　『払田柵跡調査事務所年報1996　払田柵跡―第107次～109次調査概要―』1997（平成９）年

註3　『払田柵跡調査事務所年報1997　払田柵跡―第110次～112次調査概要―』1998（平成10）年

第４章　第114次調査

第１節　調査経過

外郭線南部における築地塀はこれまでに小規模な調査を行ってきたが、外郭南門に連る西側石塁の西方では、まだその位置が必ずしも明確ではなかった。そこで、その位置を明確にするとともに上部構造の手掛かりを得ることを目的とする調査を実施した。

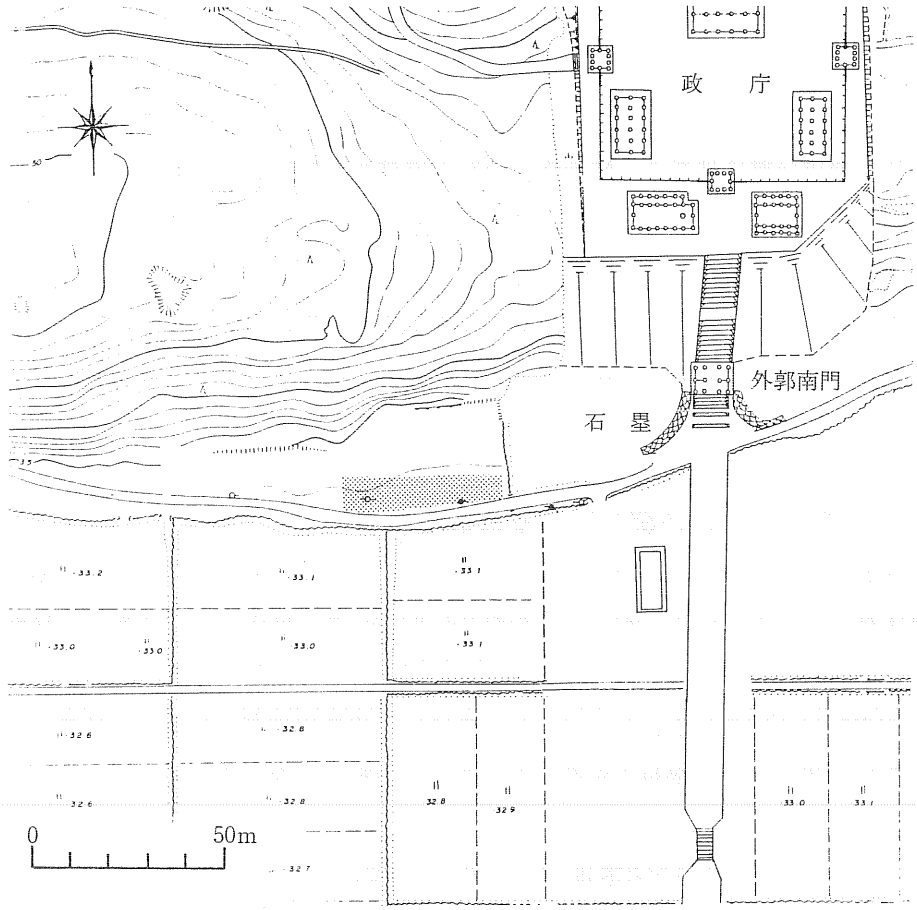

第11図　第114次調査位置図

６月９日、第113次調査地から機材の運搬を開始し、15日から掘り下げを開始した。調査区の西端の位置にＡトレンチを設定して掘り下げると、南端に築地積み土が、その北に築地崩壊土が検出された。16日、Ｂトレンチも設定し、両トレンチの間を面的に掘り下げを行った。22日、それまで不明瞭だった築地積み土北側のラインの位置が次第に明確となった。Ａトレンチの土層断面では築地の下の整地層やその上に堆積した崩壊土の状況をつかむことができた。

７月２日、Ａ・Ｂトレンチ間の写真撮影を実施。Ｃ・Ｄトレンチを設定して、より石塁に近い位置での築地塀の探索にあたった。６日、平面実測を開始、10日終了。15日、第47回顧問会議を開催し、調査研究の顧問である秋田県立博物館館長新野直吉氏、国立歴史民俗博物館情報資料研究部教授岡田茂弘氏に対し、第113次調査も含めて調査成果の概要をご説明するとともに、現地でもご指導いただいた。25日には現地説明会を開催したところ、約50名の参加者があった。調査は28日に終了した。

第２節　検出遺構と遺物

１　遺構と遺物　（第11～14図，巻首図版２，図版６～９）

調査地は標高34.0m前後の元宅地で、現在は公有化されている。宅地による遺構の破壊が予想された上、築地塀は丘陵南部を東西に通っている道路の下にも入り込んでいるものと考えられたが、道路の北の旧宅地部分に東西16.5m、南北5.5mの調査区を設定した。その東西両端にＡ・Ｂトレンチを設定、その後東へＣ・Ｄトレンチを設定して土層断面の観察に当たった。Ａトレンチの位置は、第３次調査におけるトレンチから東へ約90m、西側石塁の先端から西へ約75mである。

検出遺構は整地地業２、築地塀１の計３遺構である。

（１）ＳＸ1214盛土整地地業　（第14図）

古代における表土の上に施した盛土整地地業で、黒色土に赤褐色の粒が混じる全体に硬く締まった土層である。Ａトレンチでは厚さ８～18cmあり、北部では水平であるが、築地塀に近づくにつれて次第に低く下がる。Ｂ～Ｄトレンチでは見られない。

（２）ＳＸ1215掘り込み整地地業　（第14図）

ＳＸ1214盛土整地地業とは異なり、それよりも１段低く黒色土を掘り込む整地地業がＡトレンチの築地本体の下に見られる。掘り込みの深さは約20cmで、底面は平坦である。底面に厚さ２～３cmの赤褐色土を入れ、その上に黒色土と丘陵岩盤の硬質頁岩の角礫を多数混入させ、全体に硬く締まっている。南北の幅は不明である。Ｂ～Ｄトレンチにもこの整地地業があるが、角礫は全く含まれない。Ｃトレンチでは黒色土と黄褐色土が厚さ20～25cmの版築状となっている。

（３）　ＳＦ1216築地塀　（第11～14図）

築地塀は本体の南半部が町道の下に入っているため、主として本体の北半部とその北側を検出した。築地積土が上方から削土を受けているほか、宅地に伴う攪乱や電柱の柱穴もある。

ＡトレンチではＳＸ1215掘り込み整地地業の上に黒色土、赤褐色土、黄褐色土を用いた丁寧な版築による積土が高さ40cm程あり、調査区内では最も良く残っている。ここでは築地本体の北端がＳＸ1215掘り込み整地地業の北端の位置にほぼ一致している。Ｂトレンチでは高さ18cm、Ｃトレンチでは高さ10cm、Ｄトレンチでは全く残存しない。積土１枚の厚さは薄い層で３cm、厚い層で18cmある。基底幅はＢトレンチでは少なくとも1.85mあるが、全容は知り得ない。積み手の違いは判然としなかった。築地が崩壊した後に嵩上げした形跡は認められない。

築地崩壊土はＡトレンチでは築地の北側全域に分布し、最大35cmの厚さがあり、全体に極めて硬く締まっている。Ａトレンチの南にある水田の用水路の両側にも崩壊土が見られる。しかし、他のトレンチでは削土によるためかほとんど残存しない。

築地の北側において、寄柱あるいは築地構築時の枠板を押さえるための柱穴の検出に努めたが発見できなかった。Ｂトレンチの土層断面中に築地の北側基底部に接し、築地崩壊土に覆われる径10cm、深さ22cmの柱穴が見られるだけである。Ａ・Ｂトレンチ間の築地北側には径22～30cm程の柱穴が５個

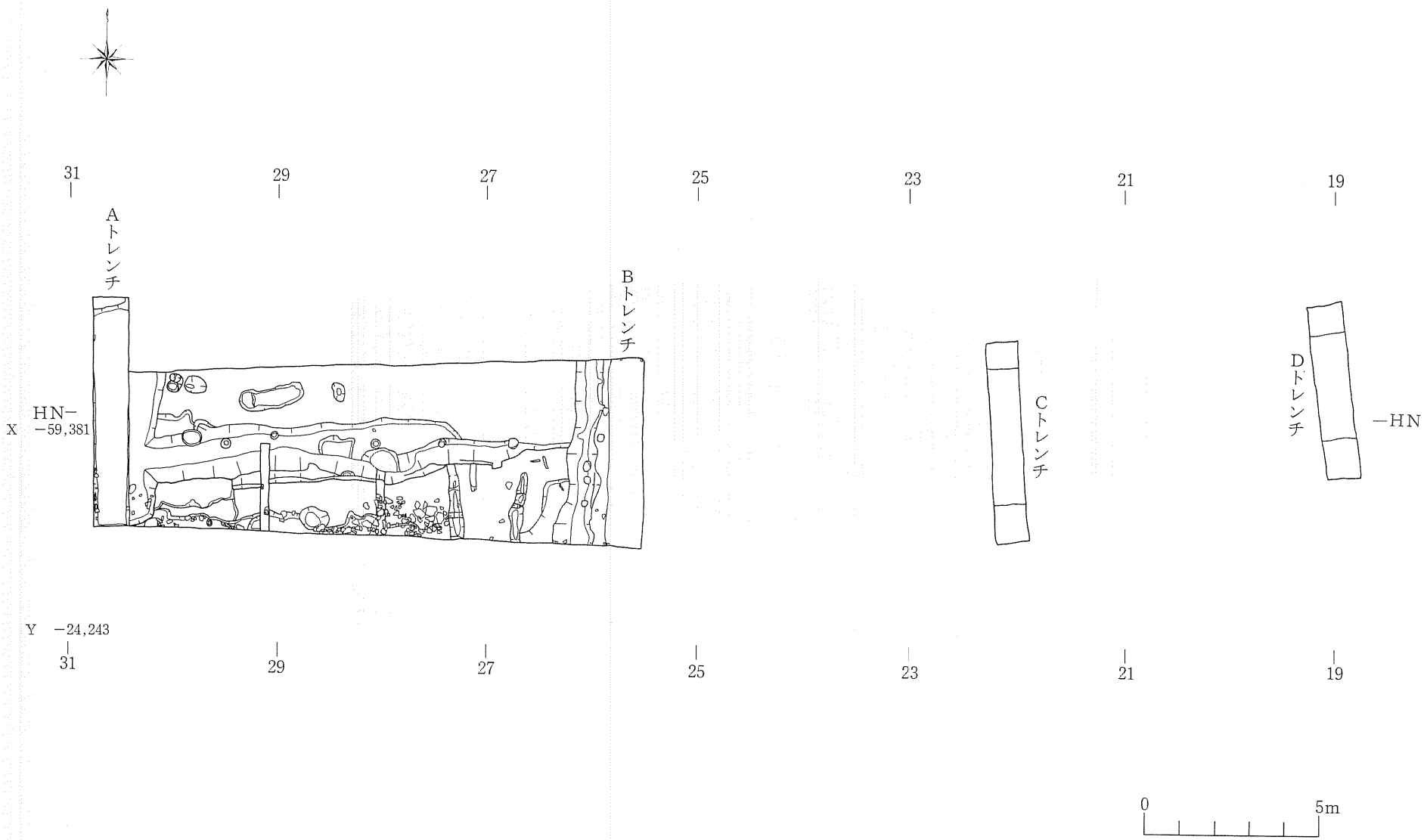

第12図　第114次調査全体図

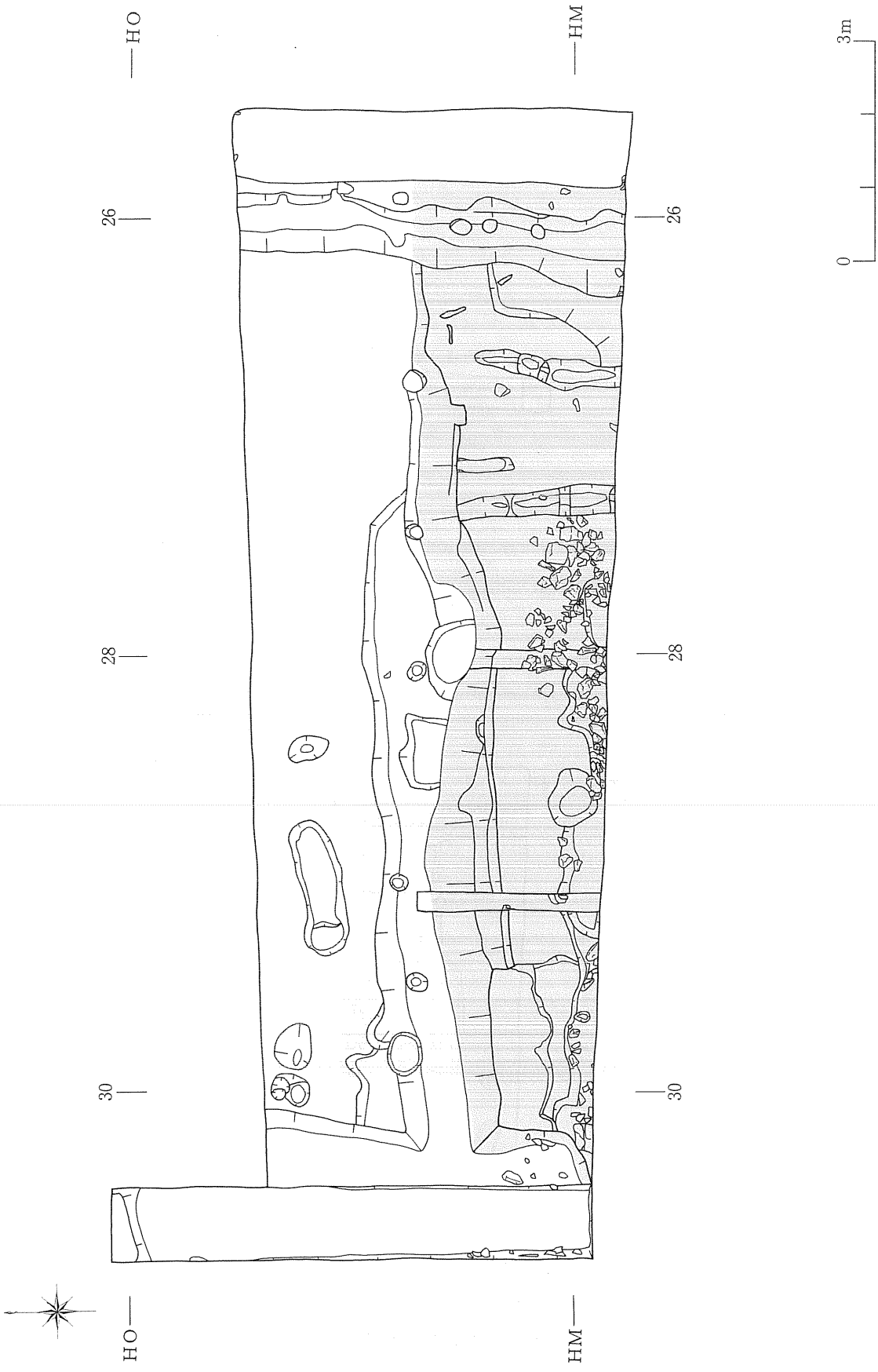

第13図　A～Bトレンチ間実測図

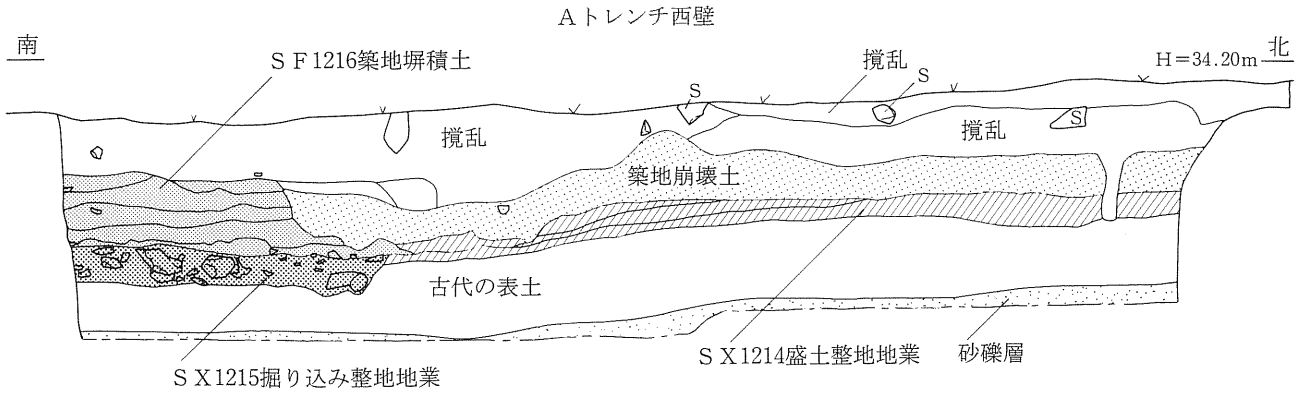
Ａトレンチ西壁
南
北
H＝34.20m
ＳＦ1216築地塀積土
撹乱
S
撹乱
築地崩壊土
古代の表土
ＳＸ1215掘り込み整地地業
ＳＸ1214盛土整地地業
砂礫層

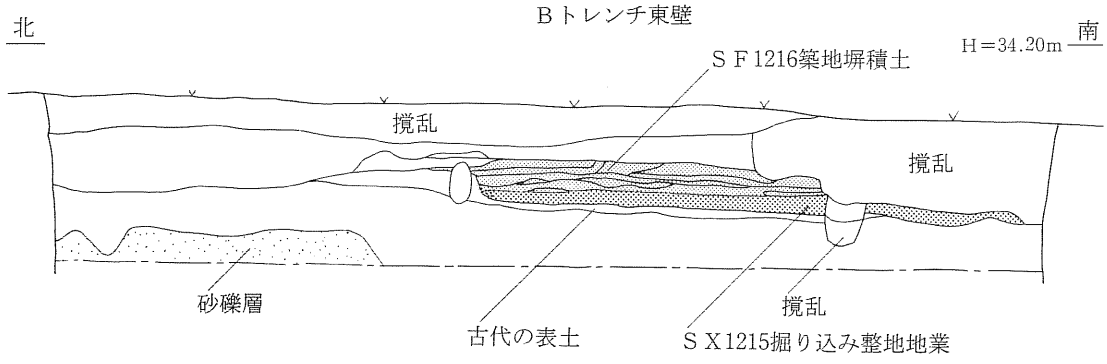
Ｂトレンチ東壁
北
南
H＝34.20m
ＳＦ1216築地塀積土
撹乱
撹乱
砂礫層
古代の表土
撹乱
ＳＸ1215掘り込み整地地業

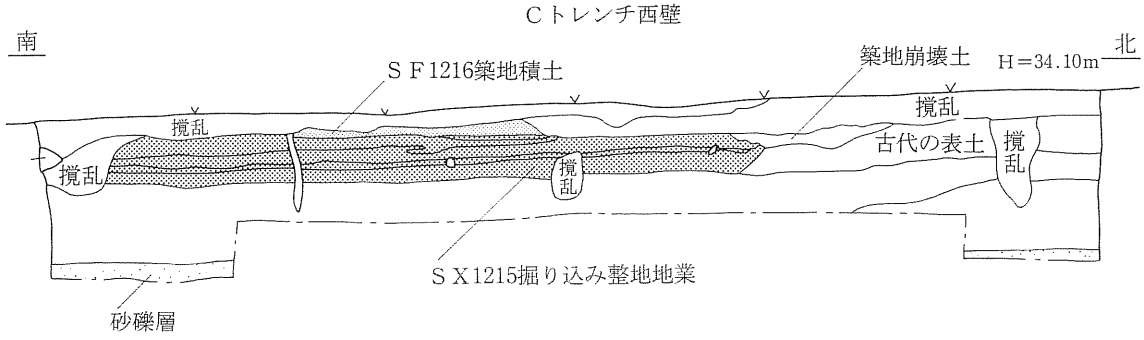
Ｃトレンチ西壁
南
北
H＝34.10m
ＳＦ1216築地積土
築地崩壊土
撹乱
撹乱
撹乱
撹乱
古代の表土
撹乱
ＳＸ1215掘り込み整地地業
砂礫層

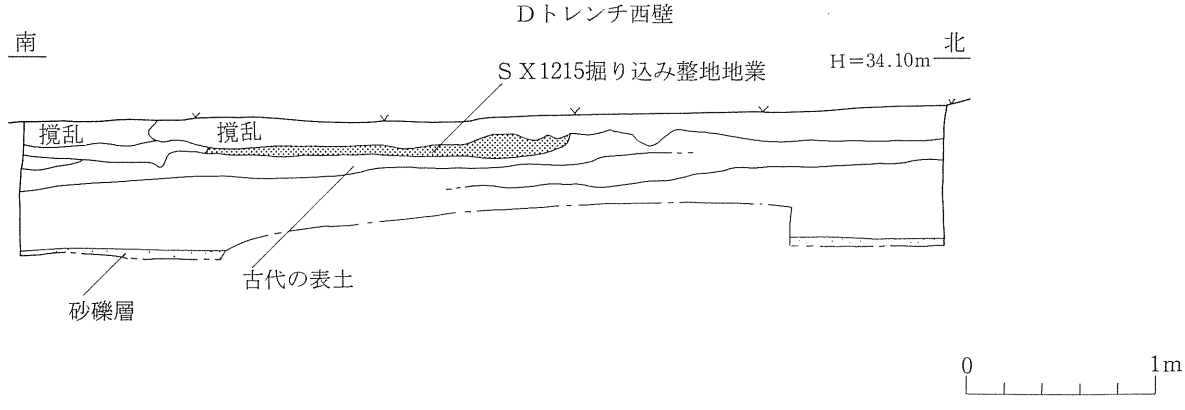
Ｄトレンチ西壁
南
北
H＝34.10m
ＳＸ1215掘り込み整地地業
撹乱
撹乱
古代の表土
砂礫層
0
1m

第14図　土層断面図

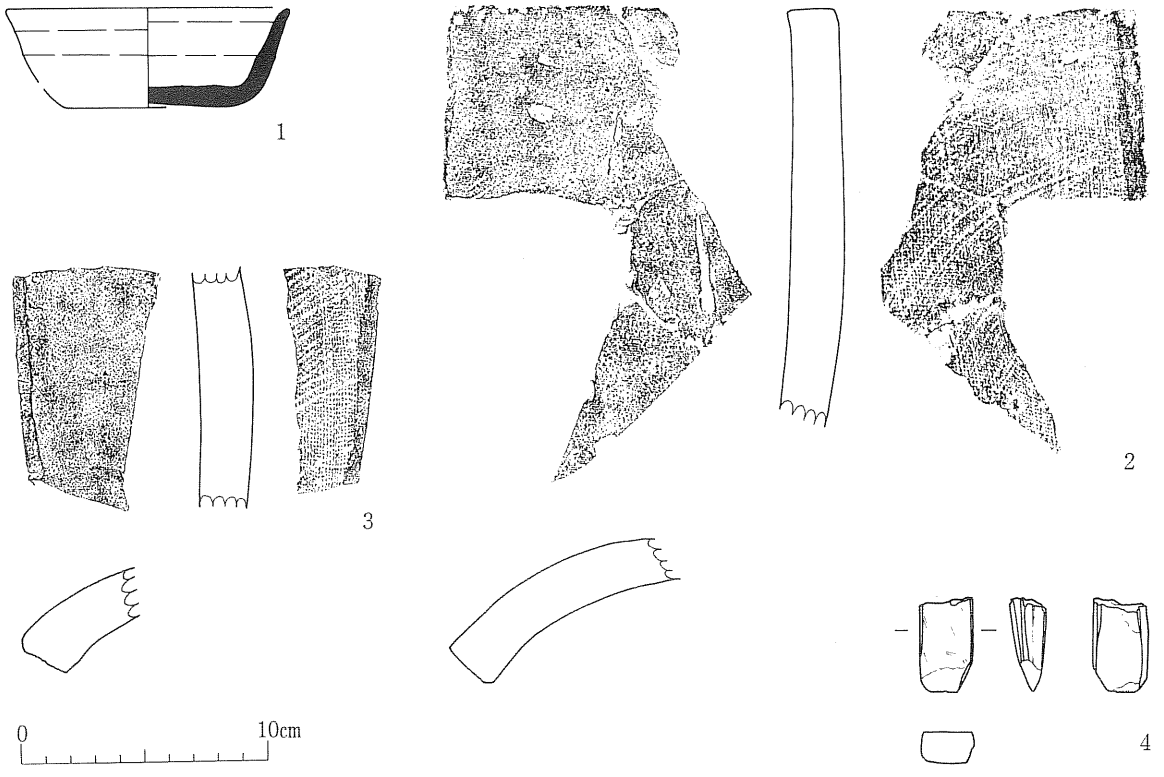

番号	種別	器形	出土地・層位	特徴	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
1	須恵器	杯	HM28 築地崩壊土	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り　内面：ロクロナデ	11.4	6.7	4.0	0.58	35.0	18°	——

番号	種別	出土地・層位	特徴	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
2	丸瓦	HM29 築地崩壊土 HM28 築地崩壊土	凸面：無文　凹面：布目痕	16.8	9.6	2.2	11−15
3	丸瓦	HM27 築地崩壊土	凸面：無文　凹面：布目痕	9.8	5.6	2.2	11−16
4	磨製石斧	HM29 築地版築土		3.8	2.2	1.4	11−17

第15図　遺物実測図

あるが、いずれも築地崩壊土の上から掘り込んだもので、築地塀が崩壊した後の何らかの工事に伴うものかと推定される。

遺物は築地崩壊土中から、須恵器杯（第15図１）と丸瓦（２・３）が出土した。杯は、内外両面は橙色、器胎内は灰色を呈し、底部切り離しは回転ヘラ切りによる。体部に大きな歪みがある。丸瓦２は灰白色で、やや硬質、３は灰色を呈し、いずれも凹面に布目痕と糸切り痕、側縁に削り調整痕がある。４は小形の磨製石斧で築地に小トレンチを入れた際に版築土中から出土した。

他に破片資料として、築地崩壊土中から須恵器杯・蓋・甕、Ｃトレンチのｓ Ｘ1214整地地業の下の黒色土中から縄文前期の土器が出土した。

第３節　小　　結

外郭南門の西方における区画施設は、第３次調査(註1)、第65・67次調査(註2)によって明らかにされてきた。しかし、西側石塁の西方は宅地となっていたため、この地域では築地塀の存在が必ずしも確かめられ

てはいなかったが、今回の調査で検出し、その位置を確認することができた。

これまでの調査では築地塀は崩壊後に材木塀に変わるが、調査区内ではその布掘りが全く存在しなかった。しかし、西側石塁を調査した第65次調査では石塁の西端から西へ材木塀の布掘りが検出されているし、丘陵南西部の第67次調査では築地積土を掘り込んで検出されているので、元来は存在したが、削土によって失われたのであろう。

築地塀の上部構造については、寄柱が見られず、多量の瓦の出土もないので、屋根は板葺きで、上土塀かと推定される。

註1　『払田柵跡調査事務所年報1974　払田柵跡―昭和49年度発掘調査概要―』1975（昭和50）年

註2　『払田柵跡調査事務所年報1986　払田柵跡―第65～67次調査概要―』1987（昭和62）年

第５章　調査成果の普及と関連活動

１　現地説明会の開催

平成10年７月25日

第113・114次調査について

参加者　約50名

２　諸団体主催行事への協力活動

発掘調査の現場や、政庁跡、政庁東方地域などにおいて、大曲市立大川西根小学校、中仙町立清水小学校、六郷町立六郷中学校、秋田県立六郷高等学校、秋田和洋女子高等学校、大潟村教育研究所、秋田県警察学校などの遺跡見学会に対し、払田柵跡の説明を行った。

３　払田柵跡環境整備審議会への出席

平成11年３月26日

４　顧問会議の開催

第47回　　平成10年７月15日

第48回　　平成11年２月25日

５　報告・講演

児玉　準「六郷町内および払田柵等近郊の遺跡について」　県立六郷高校ふれあい体験学習

平成10年７月１日　場所：県立六郷高校

児玉　準「払田柵跡調査と出土絵馬」『出羽路』　第123号　秋田県文化財保護協会

平成10年７月

児玉　準「秋田・払田柵跡」『木簡研究』　第20号　平成10年11月　木簡学会

児玉　準「払田柵跡　第113・114次調査の概要」『第25回古代城柵官衙遺跡検討会資料』

平成11年２月20・21日

児玉　準「払田柵跡（第113・114次調査）」『平成10年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会資料』

平成11年３月６・７日　場所：男鹿市文化会館

６　資料の貸し出し

斎宮歴史博物館　平成10年度企画展「みちのくのみやび」　平成10年４月26日～６月14日

石巻文化センター　企画展「古代の瓦―東北の役所と瓦―」　平成10年10月23日～12月13日

報告書抄録

ふりがな	ほったのさくあと　だい　　じちょうさがいよう
書名	払田柵跡―第113・114次調査概要―
副書名	
巻次	
シリーズ名	秋田県文化財調査報告書
シリーズ番号	第288集
編著者名	児玉　準
編修機関	秋田県教育庁払田柵跡調査事務所
所在地	〒014-0802　秋田県仙北郡仙北町払田字牛嶋20番地
発行年月日	1999年３月

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
ほったのさくあと 払田柵跡	あきたけんせんぼくぐん 秋田県仙北郡 せんぼくまちほった 仙北町払田 せんはたまちほんどうしろまわり 千畑町本堂城回	05429 05432		39度 27分 7秒	140度 33分 11秒	第113次 19980420 ～ 19980624 第114次 19980615 ～ 19980728	765 80	学術調査 学術調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
払田柵跡 第113次	城柵	平安時代	道路遺構　1	須恵器、土師器	外郭北門と政庁の間の道路の位置が外郭低地において明らかになった。
払田柵跡 第114次	城柵	平安時代	整地地業　2 築地塀　1	須恵器、土師器	外郭南門の西で築地塀の位置が明らかになった。

１　ＳＭ1213道路跡
（南から）
ポールが外郭北門
南東・南西隅柱の位置

２　ＳＭ1213道路跡
（南から）

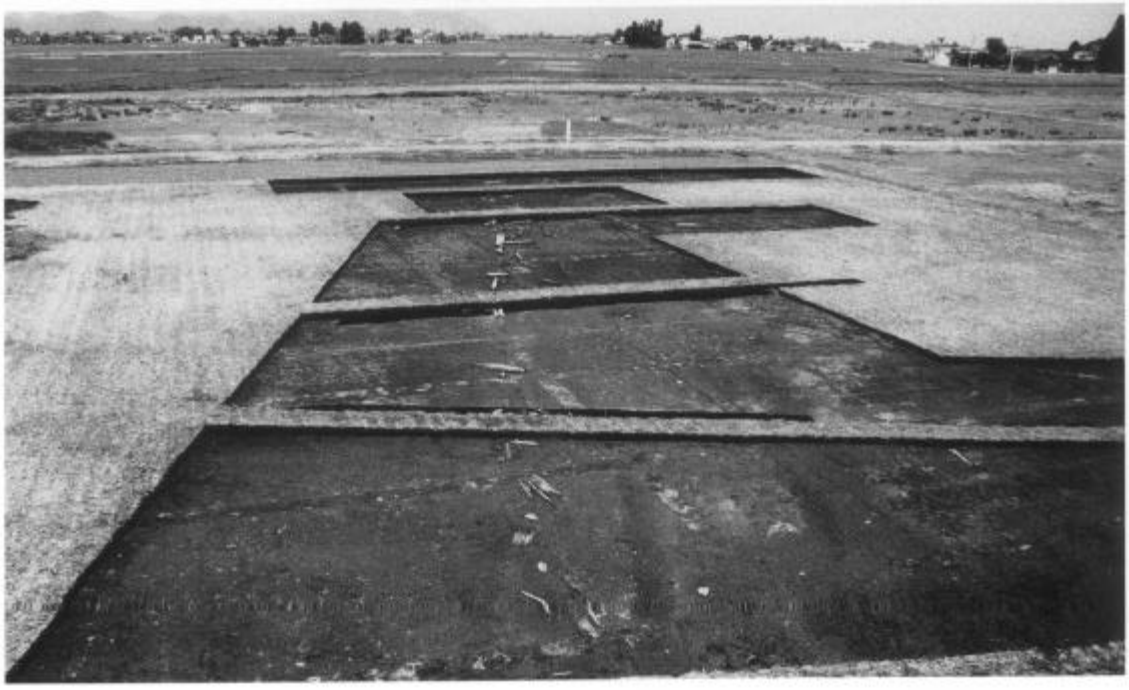

図版２　第113次調査

1　ＳＭ1213道路跡（南から）人物が外郭北門南東・南西隅柱の位置

2　ＳＭ1213道路跡（南から）

図版３　第113次調査

１　道路遺構と政庁
（北から）

２　同　　上

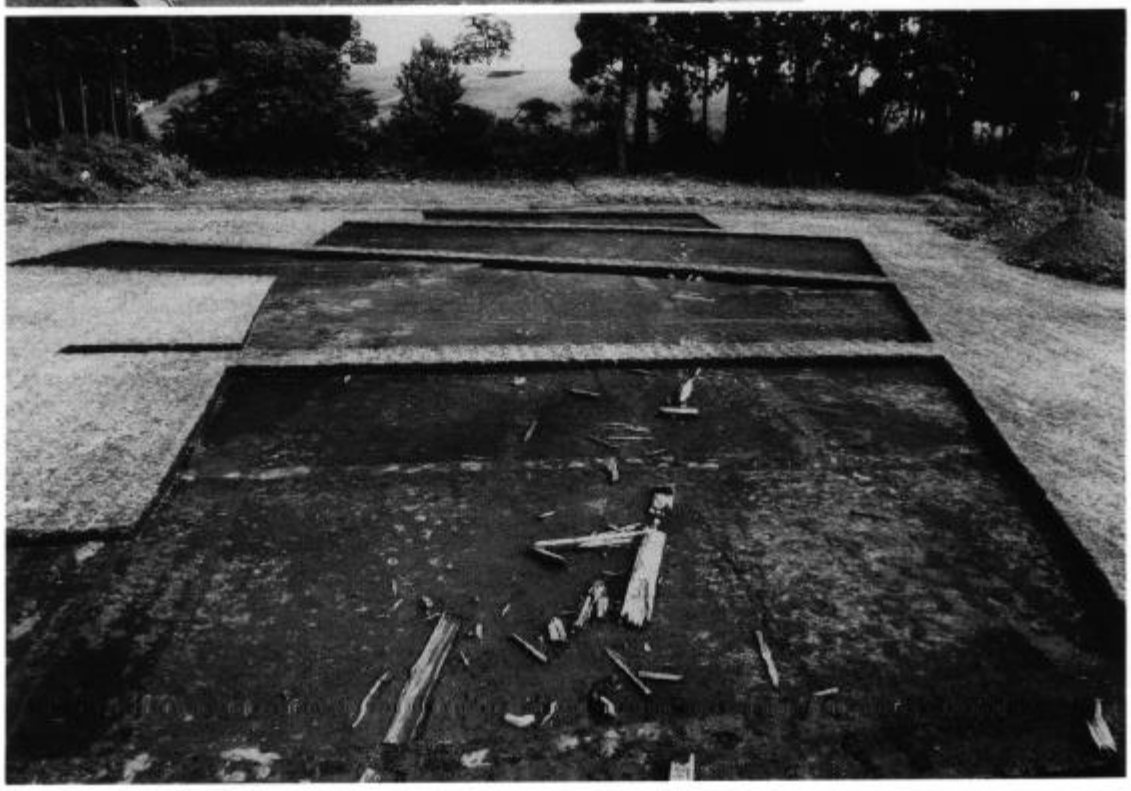

図版４　第113次調査

1　貫穴痕跡のある材木（北から）矢印

2　同　　上（西から）

1　Ｂトレンチの材木と土層（南から）

2　Ｃトレンチの材木と土層（南東から）

図版６　第114次調査

1　ＳＦ1216築地塀（東から）

2　同　　上（東から）

1　外郭南門、石塁と築地塀（西から）

2　ＳＦ1216築地塀（北西から）

図版８　第114次調査

1　Ａ～Ｂトレンチ間の築地塀（西から）

2　Ａトレンチ西壁の築地塀積土とＳＸ1215掘り込み整地地業（東から）

1　Ｂトレンチ東壁の築地塀積土とＳＸ1215掘り込み整地地業（西から）

2　Ｃトレンチ西壁の築地塀積土とＳＸ1215掘り込み整地地業（南東から）

図版10　第113次調査　遺　　物（1）

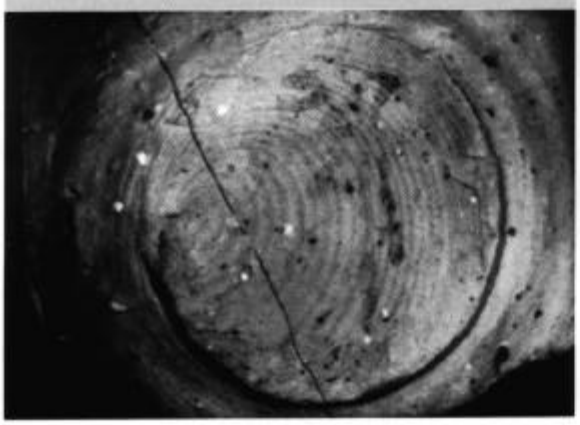
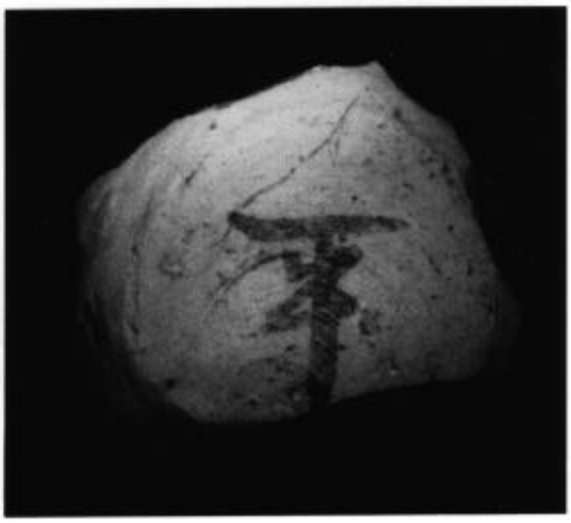

1～9　SM1213　4～11　遺構外

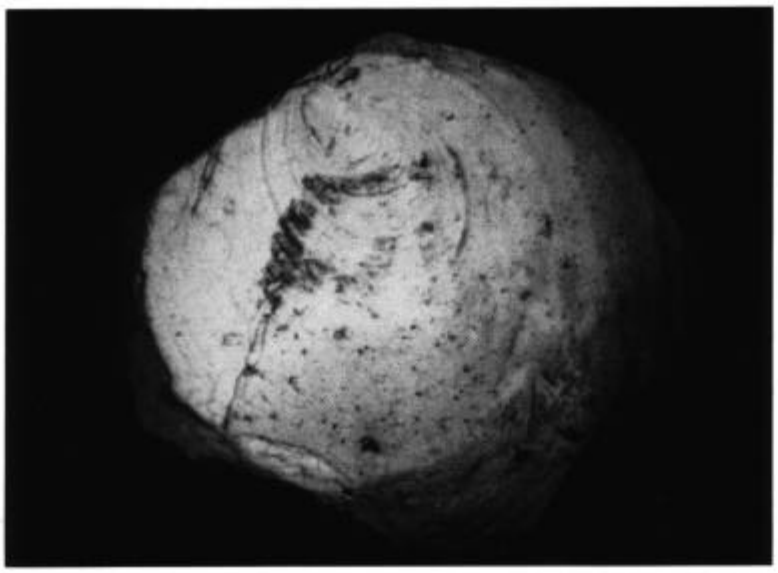

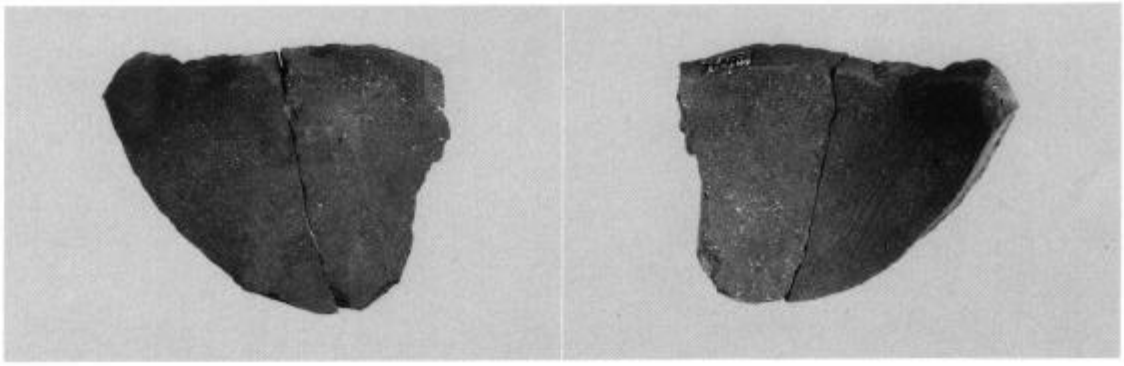

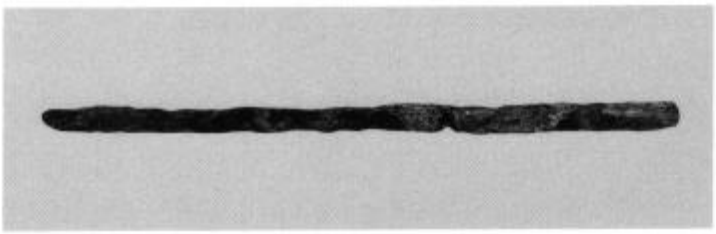

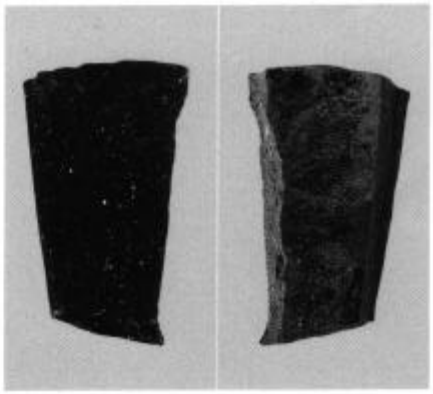

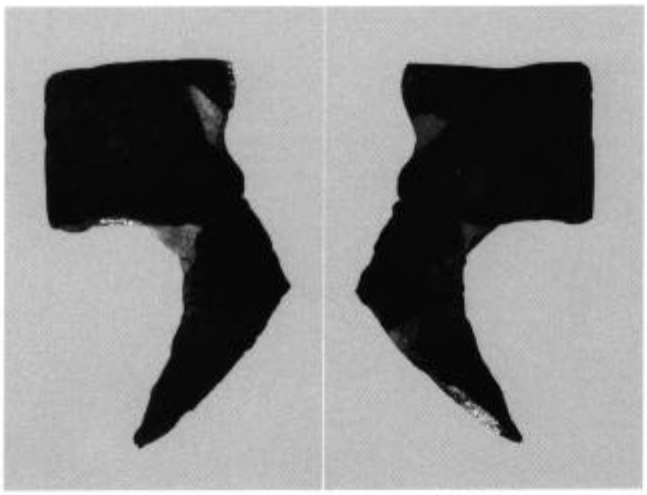

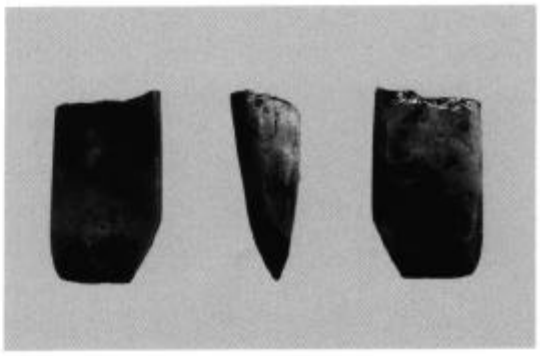

12～14　遺構外　15・16　築地崩壊土　17　築地積土